

## 佐賀県告示第 73 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業の事業計画の変更を認可した。

令和 4 年 3 月 25 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

### 1 施行者の名称

みやき町

### 2 都市計画事業の種類及び名称

みやき都市計画下水道事業 みやき町公共下水道

### 3 事業施行期間

平成 12 年 12 月 8 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

### 4 事業地

#### (1) 収用の部分

変更なし

#### (2) 使用の部分

平成 12 年佐賀県告示第 614 号、平成 16 年佐賀県告示第 65 号、平成 19 年佐賀県告示第 427 号、平成 25 年佐賀県告示第 270 号及び平成 27 年佐賀県告示第 284 号の事業地に、みやき町大字白壁字一ノ原、字二ノ原、字三ノ原、字皿山、字金の原、字一ノ幡、字二ノ幡、字五ノ幡、字六ノ幡、字七ノ幡、字八ノ幡、字一本栗、字二本松、字三本松、字四本松及び字一本谷、大字東尾字四杉、字新無、字毛見瀬、字大塚、字大園、字大藪、字久保田、字若宮、字小原、字村副、字一本松及び字三本杉、大字中津隈字板部、字原口、字宝満台、字原西、字原東、字一本杉及び字二本松並びに大字江口字中島角、字新内一角、字新内二角、字一本杉、字一本谷及び字四本松を加え、みやき町大字白壁字一本松、字六本松及び字一本谷並びに大

字江口字中島角において事業地を変更する。